

重要事項説明書

**指定（介護予防）認知症対応型
共同生活介護事業所
（グループホーム青葉）**

当事業所の概要及び、ご提供するサービスの内容、契約上の注意事項等ご説明させていただきます。

1 事業者概要

事業者名称	医療法人 完光会 今野病院
主たる事務所の所在地	大牟田市末広町 5 番地 2
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 今野 里美
電話番号	0 9 4 4 - 5 2 - 5 5 8 0

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	医）今野病院グループホーム青葉
介護保険指定番号	福岡県 4 0 7 1 5 0 0 9 2 2
所在地	大牟田市青葉町 1 2 - 1 1
電話番号・FAX	TEL 0 9 4 4 - 5 5 - 0 7 7 7（青葉Ⅰ） 0 9 4 4 - 5 2 - 6 7 2 5（青葉Ⅱ） FAX 0 9 4 4 - 5 5 - 0 7 7 7
管理者	グループホーム青葉Ⅰ 原田 智子 グループホーム青葉Ⅱ 小野 友子

3 事業所の目的と運営方針

事業の目的	介護保険法の法令に従い、認知症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して家庭的な環境の下で食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中で心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ自立して日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
運営方針	① 事業所において提供する認知対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったサービスを提供する。 ② 利用者の意志及び人格・人権の尊重に努めるとともに、個別の介護計画を作成し、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 ③ 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 ④ サービスの担い手が常に誠意をもって質の高いサービスが提供できるよう管理、評価をおこなう。

4 定 員

利用者の定員	18名 (ユニット毎9名×2ユニット)
--------	---------------------

5 居 室

居室の種類	室数
1人部屋	18室 (9室×2ユニット)

6 主な設備

設 備	室 数
食堂	2室 (1室×2ユニット)
台所	2室 (1室×2ユニット)
浴室 (脱衣室含む)	2室 (1室×2ユニット)

7 職員の体制

従業者の職種	人数	区分				常勤換算人数	職務の内容
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	2		2			1.0	ユニット毎管理
計画作成担当者	2		2			1.0	ケアプラン作成
介護従事者	17	14	0	3		13.5	入居者の介護
看護職員	2		2			1.0	看護の業務

8 職員の勤務体制

従業者の種類	勤 務 体 制
管理者	日勤 午前8時30分～午後5時30分
計画作成担当者	早出 午前7時45分～午後4時45分
介護従事者	遅出 午前9時30分～午後6時30分
看護師・准看護師	夜勤 午後5時00分～午前9時00分

- 1) 管理者 1名 (ユニット毎)
- 2) 介護職員 日中は利用者3名に対し1名、夜間は夜勤勤務者1名 (ユニット毎)
- 3) 看護職員 1名 (ユニット毎)

営業日時	365日午前8時30分～午後5時30分電話等により24時間連絡可能
------	-----------------------------------

9 介護保険による自己負担分 別紙参照

10 その他の利用料 別紙参照

11 医療連携協力医療機関 (医) 完光会今野病院 (在宅診療支援病院)

1 2 協力医療機関

(医) 完光会 今野病院：一般診療

(医) 静光園 第二病院：精神科

大黒町デンタルクリニック：歯科

以上を協力医療機関として連携。

13 利用者の秘密保持

- 1) 施設従業者は正当な理由なく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。
- 2) 退職者等が上記の秘密を漏らさぬよう必要な措置を講ずる。
- 3) 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、予め文書により入居者及びその家族から同意を得る。(入居の際の契約書に盛り込んであります。)

14 身体拘束について

事業者は、原則とした利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し、同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、従業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的におこないます。

- 1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合にかぎります。
- 2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- 3) 一時性・・・利用者本人または、他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。
- 4) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催その結果を介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- 5) 介護職員その他の従業者に対し、定期的に身体的拘束等の適正化のための研修を実施しています

15 虐待防止について

事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者 グループホーム青葉Ⅰ 管理者 原田 智子
 グループホーム青葉Ⅱ 管理者 小野 友子
- 2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- 3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- 4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- 5) サービス期間中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。

16 相談・苦情・ハラスメントの対策

事業者は、ご利用者から相談・苦情・ハラスメント等に対応する窓口を設置し、迅速にかつ適切に対応します。

- 1) 施設の出入口に苦情・要望についての意見箱を用意しております。
- 2) また、今野病院にも苦情受付箱を用意しておりますのでご利用ください。
- 3) 苦情・ハラスメント・意見等を関係部署にて検討し、方針を決定し改善します。
- 4) 苦情・ハラスメントの記録は台帳に保管し再発の防止に役立てる。
- 5) その他、各市町村の窓口、国民健康保険団体連合会の窓口もございます。
- 6) 各事業所の苦情受付

大牟田市 保険福祉部福祉課介護保険担当 TEL 0944-41-2683

FAX 0944-41-2662

国民健康保険団体連合会介護相談サービス係

TEL 092-642-7859 FAX 092-642-7857

グループホーム青葉 TEL/FAX 0944-55-0777 (青葉Ⅰ) 0944-52-6725 (青葉Ⅱ)

(GH 青葉Ⅰ 管理者兼介護支援専門員) 原田

(GH 青葉Ⅱ 管理者兼計画作成担当者) 小野

17 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関わらず、サービスの提供の過程において発生した場合、迅速に対応します。

- 1) 事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は速やかに市（保険者）に報告します。

- 2) 処理経過及び再発防止策

処理の経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市（保険者）に報告します。
なお、軽微な事故であっても、検証を行い、再発防止に努めます

18 緊急時における対処方法

- 1) (医) 今野病院の職員とグループホーム青葉の職員は常に連携を図り緊急時の対応に対処する。
- 2) 夜間等の緊急の相談に備え必要な関係機関と連絡方法を確保しておく。
- 3) 総合病院

大牟田市立総合病院

社会保険天領病院

19 衛生管理

感染症の予防及びびまん延防止に努め、感染防止に関する会議などにおいて、その対策を協議します。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

20 事業継続計画

業務計画（BCP）の策定などにあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービス提供を受けられるよう、事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。